

1 活動の方針

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施するものであり、その活動を通して心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てるものである。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮すると共に、指導に係る教職員の業務の適正化が図られるよう考慮し、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 活動時間及び休養日について

- (1) 平日の活動時間は放課後から午後6時30分までとする。それ以降活動を希望する場合は、活動延長願を提出し1時間の活動を認める。
- (2) 考査一週間前からの考査期間中等の活動は認めない。
- (3) 活動禁止期間の活動は、大会期日を考慮し、特別活動許可願を提出して1時間の活動を認める。
- (4) 部活動の休養日は、週当たり1日以上 of 休養日とし、土日祝日にこれをあてる。週末に大会参加などで活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、事前に生徒や家庭に周知する。年間では平均して週当たり2日以上 of 休養日を設ける。

3 部活動運営について

- (1) 体罰等の禁止について部活動顧問等の指導者は、生徒の人間性や人格の尊厳を損なうような言動や行為は許されない。
- (2) 発達段階に応じた個人差や男女差、成長期の心身に関する正しい理解をもって指導にあたる。
- (3) 部活動指導においては、適切な休養をとり病気や怪我の予防に努める。
- (4) 保護者の理解と協力は、部活動の運営において重要であることから、顧問としての指導に関する基本方針や練習内容や練習時間、休養日等を明確にし、保護者に伝える。
- (5) 部顧問は、活動に際して保護者の理解を得ながら、月間活動、年間活動計画を作成し、校長に報告する。生徒や家庭に事前に示し、それに基づいて活動する。
- (6) 部顧問は、活動後各月毎に実績をとりまとめ校長へ報告する。
- (7) 部顧問は、生徒の心身の健康を充分配慮して活動をすすめると共に、家庭や地域、部活動指導員の協力を得ながら安心して安全な活動を資するよう留意する。